

第2章 バリアフリー化の基本理念と基本方針

本市では、次の基本理念と基本方針に基づいてバリアフリー化を推進します。

1. バリアフリー化の基本理念

『だれもが安全で安心して快適に移動できる 共生のまちづくり』

2. バリアフリー化の基本方針

(1) 市民・当事者等の参画・協働によるバリアフリー化の推進

- ・当事者である高齢者、障害者等をはじめ関係者の参画により、市民の意見をバリアフリー化に反映していきます。
- ・市民・事業者・行政がまちづくりの担い手としてそれぞれの役割と責任に基づいて、共に協力し、力を出し合う協働によるまちづくりを目指します。

(2) 誰もが安全で安心して移動できるユニバーサルデザインの視点に立ったバリアフリー化の推進

- ・高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設（以下「生活関連施設」という。）のバリアフリー化を図ります。
- ・生活関連施設相互間の経路（以下「生活関連経路」という。）となる駅前広場や歩道等のバリアフリー化を図ります。
- ・生活関連施設、生活関連経路の整備においては、すべての人にやさしいユニバーサルデザインの視点に立って、バリアフリー化を図ります。

(3) 姫路の歴史・文化と調和したバリアフリー化の推進

- ・歴史的文化遺産などと都市が調和した姫路らしい景観形成に配慮したバリアフリー化を進めます。
- ・姫路城周辺においては、世界遺産である姫路城と調和した歴史的景観に配慮したバリアフリー化を進めます。

(4) 継続的・段階的なバリアフリー化の推進

- ・定期的な評価の実施や計画の見直しによる継続的・段階的なバリアフリー化を進めます。

(5) 「心のバリアフリー」の推進

- ・学校や地域における人権教育や福祉教育、ボランティア教育の推進により、助け合いの心やボランティア意識を醸成し、高齢者、障害者等の社会参加の促進を図ります。